

地方消費者行政強化交付金

基本情報

組織情報	府省庁	消費者庁				
	事業所管課室	消費者庁 地方協力課				
	作成責任者	赤井久宣				
	その他担当組織	--				
基本情報	予算事業ID	000470	事業開始年度	2008	事業終了（予定）年度	終了予定なし
	事業年度	2026	事業区分	前年度事業		
政策・施策	政策所管	政策	施策		政策体系・評価書URL	
	消費者庁	1. 消費者政策の推進	(12) 地方消費者行政強化交付金		https://www.caa.go.jp/policies/evaluation/	
関連事業	--		主要経費	その他の事項経費		
概要・目的	事業の目的	地方消費者行政強化交付金等の活用によって、身近な消費生活相談窓口の機能維持や、消費者を取り巻く環境変化に対応した消費者行政の機能強化を図る都道府県及び市町村等の取組を支援することにより、国の消費者行政の基盤でもある地方消費者行政の充実・強化を図り、もって消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に寄与する。				
	現状・課題	身近な相談窓口の充実など、これまでの地方消費者行政の成果が後退しないための適切な対策を講じるとともに、高齢化の加速、単身世帯増、デジタル化等の環境変化に対応するため、「待ち」の対応から転換し、地域に積極的に向かう出前講座や見守り活動の充実の取組、相談員の担い手確保のための計画的・効果的な取組、SNSにおけるトラブルなど複雑・高度な相談への対応力強化、広域連携による効率的な相談体制の構築等について対応していく必要がある。				
	事業の概要	都道府県及び市町村等の消費者行政の強化及び推進のために必要な経費を交付し、国として取り組むべき重要な消費者政策の推進のため、積極的に取り組む地方公共団体を支援する事業及び消費生活相談体制の維持・充実、消費者問題解決力の高い地域社会作り等による消費者行政推進に向けた地方公共団体の取組を支援する。				
	事業概要URL	https://www.caa.go.jp/policies/policy/local_cooperation/local_consumer_administration/grant/				
根拠法令	法令名	法令番号		条	項	号・号の細分
	--	--		--	--	--
関係する計画・通知等	計画・通知名	計画・通知等URL				
	第5期消費者基本計画（令和7年3月18日閣議決定）（第3章 多様な主体が連携して推進する消費者政策 1. 地方消費者行政の推進）	https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/basic_plan/assets/consumer_policy_cms102_250318_01.pdf				
実施方法	補助					

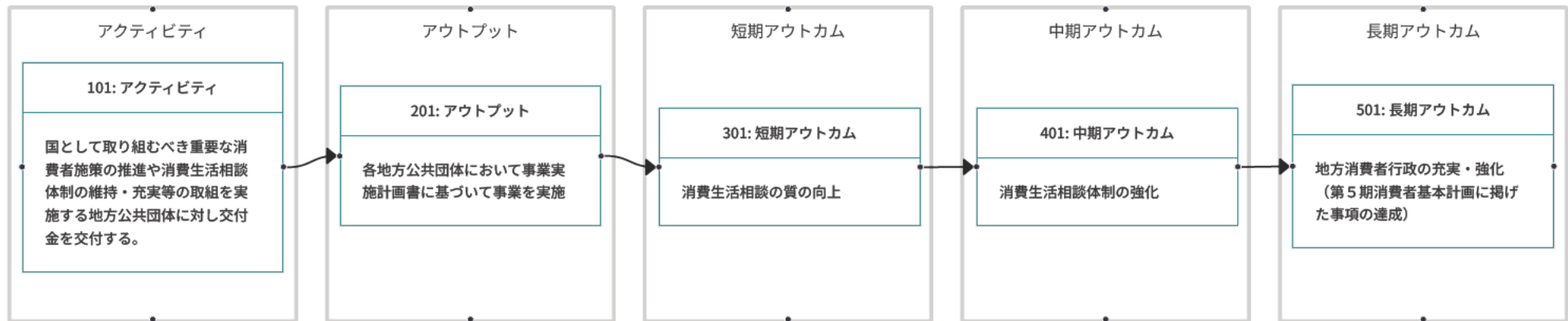
補助率等	補助対象	補助率	補助上限等	補助率URL
	地方消費者行政推進事業（令和6年度補正予算・令和7年度当初予算）	定額	-	https://www.caa.go.jp/policies/policy/local_cooperation/local_consumer_administration/grant/assets/local_cooperation_cms203_250414_02.pdf#page=13
	地方消費者行政強化事業（令和6年度補正予算・令和7年度当初予算）	定額又は1/2若しくは1/3	-	https://www.caa.go.jp/policies/policy/local_cooperation/local_consumer_administration/grant/assets/local_cooperation_cms203_250414_02.pdf#page=11
	地方消費者行政機能維持事業（令和7年度補正予算）	10/10	事業の型ごとに設定	https://www.caa.go.jp/policies/policy/local_cooperation/local_consumer_administration/grant/assets/local_cooperation_cms203_260206_02.pdf
	地方消費者行政機能強化事業（令和7年度補正予算）	10/10、2/3、1/2又は1/3	事業の型ごとに設定	https://www.caa.go.jp/policies/policy/local_cooperation/local_consumer_administration/grant/assets/local_cooperation_cms203_260206_02.pdf
備考	--			

予算・執行

予算額執行額表 (単位：千円)			2023	2024	2025	2026	2027
	要求額		3,000,000	2,800,000	2,500,000	2,550,000	--
	当初予算		1,750,000	1,650,000	1,550,000	1,500,000	--
	補正予算		1,500,000	1,600,000	1,760,000	--	--
	前年度から繰越し		1,837,000	1,500,000	1,600,000	1,760,000	--
	予備費等		--	--	--	--	--
	計		5,087,000	4,750,000	4,910,000	3,260,000	--
	執行額		2,749,307	2,575,134	2,528,003	--	--
	執行率		54%	54.2%	51.5%	--	--

予算内訳表 (単位：千円)	会計区分	会計	勘定	要望額	備考	
	一般会計	一般会計	--	--	--	--
		予算種別/歳出予算項目		備考	予算額	翌年度要求額
		<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">当初予算</div> 一般会計 / 内閣府 / 消費者庁 / 消費者政策費 / 地方消費者行政強化交付金		--	1,500,000	--
		<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">前年度から繰越し</div> --		--	1,760,000	--

主な増減理由	--	その他特記事項	--
--------	----	---------	----



アクティビティからの発現経路 101-201-301-401-501

アクティビティ	国として取り組むべき重要な消費者施策の推進や消費生活相談体制の維持・充実等の取組を実施する地方公共団体に対し交付金を交付する。				
アウトプット	活動目標	各地方公共団体において事業実施計画書に基づいて事業を実施	活動指標	事業の実施事業数	
	定性的なアウトカムに関する成果実績	--	実績／目標／見込みの根拠として用いた統計・データ名（出典）	R7年度より指標を「強化事業の実施事業数」→「事業の実施事業数」に修正。 （修正理由：アウトカムが推進事業も含めた事業全体の成果であるため）	
	定性的なアウトカム目標を設定している理由	--	アウトカムを複数段階で設定できない理由	--	
活動・成果目標と実績		2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
	当初見込み／目標値(事業)	3,100	2,291	2,883	2,292
	活動実績／成果実績(事業)	3,155	2,305	2,937	--
↓ 後続アウトカムへのつながり	交付金を通じて、地方公共団体等による消費者行政推進のための計画的・安定的な取組を支援することにより、消費生活相談員による質の高い相談・救済を受けられるようになる。				
短期アウトカム	成果目標	消費生活相談の質の向上	成果指標	消費生活相談員の配置市区町村の都道府県内人口カバー率90%以上	
	定性的なアウトカムに関する成果実績	--	実績／目標／見込みの根拠として用いた統計・データ名（出典）	地方消費者行政の現況調査	
	定性的なアウトカム目標を設定している理由	--	アウトカムを複数段階で設定できない理由	--	
活動・成果目標と実績		2023年度	2024年度	2025年度	目標年度 2026年度
	当初見込み／目標値(都道府県)	47	47	47	47
	活動実績／成果実績(都道府県)	43	43	42	--
	達成率(%)	91.5	91.5	89.4	--
↓ 後続アウトカムへのつながり	交付金を通じて、地方公共団体等による消費者行政推進のための計画的・安定的な取組を支援することにより、消費者の安全・安心が確保される地域体制を維持・拡充する。				

中期アウトカム	成果目標	消費生活相談体制の強化	成果指標	消費生活センターの設置市区町村の都道府県内人口カバー率 90%以上
	定性的なアウトカムに関する成果実績	--	実績／目標／見込みの根拠として用いた統計・データ名（出典）	地方消費者行政の現況調査
	定性的なアウトカム目標を設定している理由	--	アウトカムを複数段階で設定できない理由	--

活動・成果目標と実績		2023年度	2024年度	2025年度	目標年度 2026年度
当初見込み／目標値(都道府県)		47	47	47	47
活動実績／成果実績(都道府県)		28	27	25	--
達成率(%)		59.6	57.4	53.2	--

↓ 後続アウトカムへのつながり

どこに住んでいても質の高い相談・救済を受けられ、消費者の安全・安心が確保される地域体制を全国的に維持・拡充することにより、地方消費者行政の充実・強化が図られる。

長期アウトカム	成果目標	地方消費者行政の充実・強化（第5期消費者基本計画に掲げた事項の達成）	成果指標	第5期消費者基本計画における施策の実施状況
	定性的なアウトカムに関する成果実績	地方公共団体が今後の本交付金を活用した新事業の企画・立案等に資するよう、各地方公共団体における取組のうち好事例を横展開。	実績／目標／見込みの根拠として用いた統計・データ名（出典）	--
	定性的なアウトカム目標を設定している理由	本交付金は、既存の消費者行政機能の維持とともに、持続可能な相談体制の構築及び相談対応力の強化、並びに国が特に必要と考える施策の推進による消費者政策全体の機能強化などを目標に掲げており、全てを網羅した定量的なアウトカム目標設定が困難であるため。	アウトカムを複数段階で設定できない理由	--

事業に関連するKPIが定められている閣議決定等	名前	--
	URL	--
	該当箇所	--

点検・評価

事業所管部局による点検・改善	点検結果	<p>消費者庁は平成21年度から基金等を通じて、地方公共団体の取組の支援を行ってきた。その結果、15年間で消費生活センターは346箇所増加し、847箇所（令和7年4月時点）となるなど、着実な成果をあげてきているところであるが、令和7年度に推進事業の活用が終了する地方公共団体が多数あったところ、小規模な地方公共団体を中心にいまだに消費者行政の下支えが必要な状況であり、地方消費者行政の推進によるこれまでの成果が後退しないための適切な対策を講じることが必要である。また、人口減少・高齢化の更なる加速、デジタル化等今後の地方消費者行政を取り巻く大きな課題に対し、地域の実情に応じて適切に対応できるよう、支援の在り方についても見直しを行う必要がある。</p> <p>地方公共団体における申請・報告等の事務負担に関しては、交付金申請・報告様式の記載方法が複雑であり改善の余地が見受けられた。</p>		
	目標年度における効果測定に関する評価	-		
	改善の方向性	<p>第5期消費者基本計画（令和7年3月18日閣議決定）を踏まえ、消費者庁創設（2009年）以降、着実に進展してきた身近な相談窓口の充実という成果が後戻りしないよう、地方消費者行政強化交付金の推進事業の活用期限を終えた地方公共団体が、被害の未然防止の取組を強化しつつ、引き続き相談機能を維持する取組を支援することとした。また、「待ち」の対応から転換し、地域に積極的に出向く出前講座や見守り活動の充実の取組、相談員の担い手確保のための計画的・効果的な取組、SNSにおけるトラブルなど複雑・高度な相談への対応力強化、広域連携による効率的な相談体制の構築等を支援することとし、併せて交付金申請・報告様式の記載方法の簡略化も行うため、令和8年度交付金事業に向けて、地方消費者行政強化交付金交付要綱の改正を行った。</p>		
外部有識者による点検	点検対象	--	最終実施年度	2020
	対象の理由	--		
	所見	--		
	公開プロセス結果概要	--		
行政事業レビュー推進チームの所見に至る過程及び所見	所見	--	詳細	--
所見を踏まえた改善点／概算要求における反映状況	改善点・反映状況	--		
	反映額	会計	勘定	反映額(千円)
		--	--	--
詳細	--			
公開プロセス・秋の年次公開検証（秋のレビュー）における取りまとめ	--			
その他の指摘事項	--			



支出先上位者リスト (単位：千円)	支出先ブロック名		合計支出額	支出先数	事業を行う上での役割	
	--		--	--	--	
費目・使途 (単位：千円)		支出先名	契約概要（契約名）	費目	使途	金額
	--	--	--	--	--	--
国庫債務負担行為等による契約先リスト (単位：千円)		契約先名		契約額	法人番号	
	--	--		--	--	

その他備考

--

地方消費者行政推進事業（旧地方消費者行政推進交付金）（補助率：定額）

平成20年度に創設された地方消費者行政活性化基金の流れをくむ地方消費者行政推進交付金と同様の支援措置として、令和7年度（人口5万人未満の市町村は令和9年度）まで活用可能（相談員人件費にも活用可）。

事業メニュー

- | | |
|--------------------|------------------------------|
| 1.消費生活相談機能整備・強化事業 | 5.市町村等の基礎的な取組に対する支援事業 |
| 2.消費生活相談員養成事業 | 6.地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業 |
| 3.消費生活相談員等レベルアップ事業 | 7.消費者安全法第47条第2項の規定に基づく法定受託事務 |
| 4.消費生活相談体制整備事業 | |

地方消費者行政強化事業

1. 重要消費者政策に対応する地方消費者行政の充実・強化（補助率：原則1/2※）

事業メニュー

※自主財源化の充実への取組が不十分な地方公共団体に対し、一部3分の1の補助率を導入。（1）の新たな相談支援システムへの移行経費は定額。

- (1) 消費生活相談体制の充実・強化（消費生活相談のデジタル対応（新たな相談支援システムへの移行に係る経費を含む。）、相談員業務のテレワーク化、指定消費生活相談員等による相談機能強化、対応困難者への対応力強化、広域連携の立上げ等）
- (2) 配慮を要する消費者（高齢者、障害者、外国人等）に対する相談・見守り体制の整備・運用
- (3) 消費者教育・啓発への取組
- (4) SDGsへの取組（エシカル消費、消費者志向経営、食品ロス削減等）
- (5) 法執行体制の強化、事業者のコンプライアンス確保への取組

2. 国の重要政策に係る消費生活相談員等レベルアップ事業（補助率：1/2）

研修メニュー

- | | |
|-----------------------------------|------------------------|
| (1) 社会のデジタル化の進展・電子商取引の拡大への対応 | (4) 消費者政策に関連する法改正等への対応 |
| (2) 配慮を要する消費者（高齢者、障害者、外国人等）への相談対応 | (5) 対応困難者への対応力強化 |
| (3) 消費者教育・消費者政策の普及啓発 | |

3. 靈感商法を含めた悪質商法対策事業（補助率：定額）

事業メニュー

- (1) 消費者被害の防止・早期発見（消費者教育の推進・周知啓発、消費者安全確保地域協議会の構築、運営）
- (2) 消費生活相談等の機能強化（消費生活相談の機能強化、悪質事業者等への対応強化）

地方消費者行政強化交付金

令和8年度当初予算：15.0億円
令和7年度補正予算：17.6億円

- 衆・消費者特委決議、骨太方針2025、消費者基本計画等を踏まえ、交付金の見直しを図る。具体的には、
- (1) 身近な相談窓口の充実など、これまでの成果が推進事業終了により後退しないための適切な対策を講じる。また、高齢化の加速、単身世帯増、デジタル化等の環境変化に対応するため、
 - (2) 「待ち」の対応から転換し、地域に積極的に出向く出前講座や見守り活動の充実の取組、
 - (3) 相談員の担い手確保のための計画的・効果的な取組、SNSにおけるトラブルなど複雑・高度な相談への対応力強化、
 - (4) 広域連携による効率的な相談体制の構築、
等を支援し、消費者被害の未然防止・救済機能の維持・強化を図る（地方消費者行政のバージョンアップ）。

新たな枠組み

支援メニュー

推進事業
(定額)

地方消費者行政機能維持事業

- ① 相談機能維持・未然防止強化型 都道府県・市町村
- ② 広域連携推進型 市町村
- ③ 地方消費者行政推進型 市町村

地方消費者行政機能強化事業

- ④ 相談・見守り連携強化型 (先行実施) 市町村
- ④ 相談・見守り連携強化型 市町村
- ⑤ 広域連携強化型 市町村
- ⑥⑦ 担い手確保、人材育成・強化型 都道府県(一部政令市)
- ⑧ 重点課題対応型 都道府県・市町村

新たな支援の枠組み

強化事業
(1/2)

① 相談機能維持・未然防止強化型 (補助率：定額)

- ✓ 相談機能維持、被害の未然防止活動強化を前提に、推進事業活用自治体が、消費者基本計画期間中（令和8～11年度）消費生活センター等の運営を継続できるよう支援（定額）

② 広域連携推進型 (令和11年度まで定額、その後原則2/3※)

- ✓ 広域連携による消費生活センターの運営を支援（令和16年度までの間の措置）
※令和15年度以降の補助率については、次期消費者基本計画策定時に判断・決定

③ 地方消費者行政推進型 (定額)

- ✓ 従前の推進事業（活用期間の特例により令和9年度まで継続）

④ 相談・見守り連携強化型 (原則1/2)

- ✓ 消費生活相談員が相談に従事しつつ、出前講座、見守り活動を行う者へ情報提供を行うなど、相談と見守りの連携強化や新たな役割、業務の高度化等に相応しい処遇の実現を支援

⑤ 広域連携強化型 (原則2/3)

- ✓ 中心となる自治体の消費生活センターの機能強化を支援

⑥⑦ 担い手確保、人材育成・強化型 (原則1/2)

- ✓ 都道府県による消費生活相談員の計画的育成・確保の取組を支援
- ✓ SNSトラブルなど複雑・高度な相談に対応する者の配置等を支援

⑧ 重点課題対応型 (原則1/2)

- ✓ 既存の強化事業を改組。時々の重点課題への取組を支援

令和7年度 (2025) 令和8年度 (2026) 令和9年度 (2027) 令和10年度 (2028) 令和11年度 (2029) 令和12年度 (2030)

消費者基本計画 (令和7～11年度)